

(注)資料②及び資料③は当日の席上配布資料にのみ添付します。



資料

～第2回「融資に関する検査・監督実務についての研究会」～

平成30年9月10日

川崎信用金庫 人事教育部付担当部長 馬場 栄治

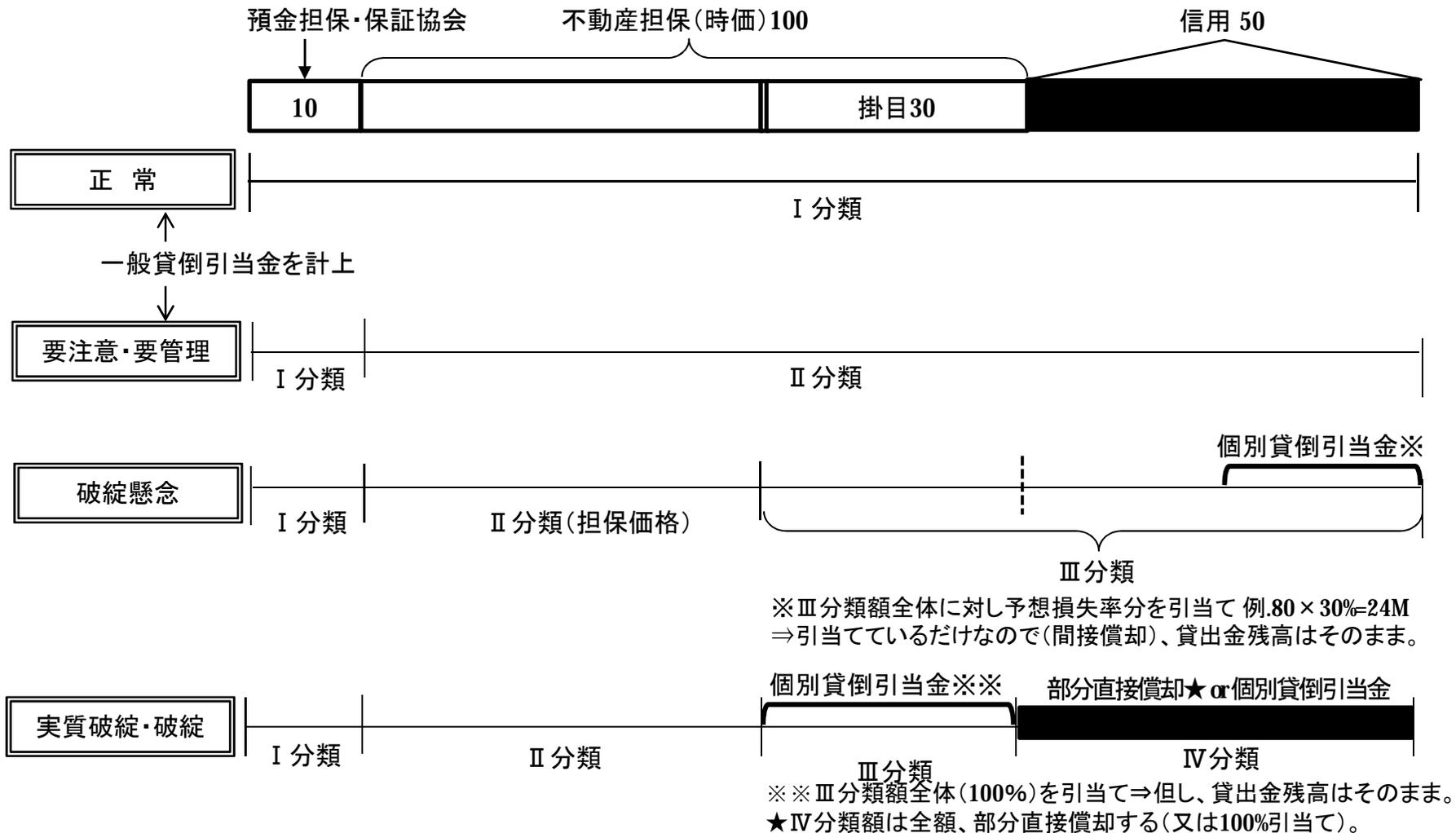
【資料①】 信用金庫から寄せられた主な意見

資産査定全般に関する主な意見		○ これまで信用金庫では、金融検査マニュアルと実務の整合性を踏まえながら、合理性のある資産査定態勢を構築してきた。金融検査マニュアル廃止を契機として、これまでの態勢が否定されるべきではない。
		○ 信用金庫が、自らの顧客特性、リスク特性等を踏まえた資産査定、償却・引当上の工夫を行おうとしても、金融検査マニュアルに基づく検査・監督や監査等で、そうした工夫が認められないことが多々ある。
		○ とりわけ、「金融検査マニュアルで一般的とされている方法」以外は認められないことも多く、仮に認められた場合でも、それまでの説得に膨大な時間・手間がかかる。
		○ 今後、金融検査マニュアルが廃止されたとしても、検査・監督などの運用上で、金融機関の工夫が尊重されなければ意味がない。特に、検査・監督の担当官の個別の指導等により、現場が混乱することがあってはならない。
個別項目に関する主な意見	引当	○ 現在の引当方法では、「好況期に引当が減少し、不況期に増加する」ようになっており、不況期に備えた引当の計上という本来の機能を果たしていない。 ○ 地域の経済情勢や産業構造の変化等の見通しを加味して引当を行いたい。また、より顧客の特性・状況を考慮した引当を行いたい(①後継者がいない場合には厚めに引当を積む、②改善支援先において、適切な支援方針・モニタリング管理・支援の実施状況等を加味する一等)。
	債務者区分	○ 基準金利の実態などを踏まえると、現行の「要管理先」の定義は実態に合わない部分があるのではないかと。また、判定の基準が要管理先だけ複雑になりすぎているのではないかと。 ○ 「破綻懸念先」といっても、本当に破綻が懸念される先もあれば、十分に事業が継続できている先もある。こうした先を一概に一括りにすることは、実態にそぐわない場合もあるのではないかと。
	その他	○ 「合実計画・実抜計画」によるランクアップの運用は形式的な負担が大きい割には実態に整合せず、より現場実務を踏まえた簡便な計画、金融機関の支援状況等による運用が認められるべき。 ○ 要管理先のキャッシュフローに基づく引当額の算定は、実施負担の大きいDCF法(CF見積法)が前提とされているが、小規模事業者の実態を踏まえ、より簡便な方法で行うことが認められるべき。

【資料④】 債務者区分・信用格付ランク・SDBランクの関係

債務者区分	信用格付ランク	SDBランク
正常先(10)	1	S1
	2	
	3	S2
	4	S3
	5	S4
	6	S5
	7	—
その他要注意先(20)	8	S6
	9	S7
その他要注意先(20)・要管理先(21)	10	S8
破綻懸念先(30)	11	S9・S10
実質破綻先(40)	12	
破綻先(50)	13	

【資料⑤】 債務者区分による分類額



☆予想損失率は、原則、債務者区分別に過去3算定期間の貸倒実績率の平均値：貸倒れ＝破綻懸念以下に下位遷移
(正常・要注意の1算定期間は1年、要管理・破綻懸念の1算定期間は3年)

【資料⑥】 資産査定について考えられる具体的な対応方法

